

○尼崎市子どもの育ち支援条例

平成 21 年 12 月 18 日

条例第 41 号

改正 平成 25 年 3 月 7 日条例第 18 号

平成 30 年 6 月 22 日条例第 38 号

令和 3 年 3 月 8 日条例第 9 号

令和 5 年 3 月 9 日条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 大人の役割等(第 4 条—第 8 条)

第 3 章 子どもの主体性のはぐくみ(第 9 条・第 10 条)

第 4 章 子どもに関する施策の策定及び推進(第 11 条・第 12 条)

第 5 章 子どもの育ちを支える仕組み(第 13 条—第 18 条)

第 6 章 子どもの人権の侵害の禁止等(第 19 条—第 22 条)

第 7 章 尼崎市子どものための権利擁護委員会(第 23 条—第 28 条)

第 8 章 雑則(第 29 条—第 32 条)

付則

子どもは、今を生きる存在であるとともに、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。

全ての子どもの健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。

子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々と関わりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識等が生まれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない、互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会を創ることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもに関わる時は、子ども一人一人が権利の主体として独立した人格を有し、尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っ、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。

私たちのまちの全ての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、全ての市民の願いです。

そのために、全ての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(令 3 条例 9・一部改正)

第 1 章 総則

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの人権を尊重することを基本とした子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、地域住民、子ども施設、事業者の役割及び市の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策についての基本的事項及び子どもの育ちを支える仕組みを定めることにより、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的とする。

(令 3 条例 9・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有する者又は子ども施設に在籍する者で、その出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう。
- (2) 子どもの人権 子どもが生まれながらにして有する権利で、児童の権利に関する条約において児童の権利として定められたものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (4) 地域住民 本市の区域内に住所又は勤務場所を有する者(子どもを除く。)及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (5) 子ども施設 保育所、幼稚園、学校その他の子どもが入所し、通所し、通園し、又は通学することにより集団生活を通じて学び、育つ場としての施設で、市が設置し、又は本市の区域内に存するものをいう。
- (6) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行うものをいう。

- (7) 関係機関 子どもの育ちに関する行政機関、医療機関等で、市及び子ども施設以外のものをいう。
- (8) 要支援の状態 虐待若しくはいじめを受けている状態、不登校の状態、非行その他の問題行動を行っている状態若しくは発達支援(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第4項に規定する発達支援をいう。)が必要な状態又はこれらの状態に至る可能性が高い状態をいう。

(平30条例38・令3条例9・一部改正)

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- (2) 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- (4) 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

第2章 大人の役割等

(保護者の役割)

第4条 保護者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの育ちを支える第一義的な責任があること及び家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを自覚して、家族とともに次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが心身ともに安らぐことができるような家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 乳幼児期から、子どもの人格を尊重し、子どもと向き合うこと。
- (3) 子どもが基本的な生活習慣、他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は、基本理念にのっとり、地域社会が子どもの社会性及び豊かな人間性をはぐくむ場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識して、相互につながりを深めるとともに、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 地域社会での子どもの生活上の安全に配慮するなどの子どもが安心して生活することができるための地域環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者に対する知識の提供、交流の機会づくり等の支援を行うこと。

(子ども施設の役割)

第6条 子ども施設は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもが考える力、創造力等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 子どもが、集団生活における他者とのかかわりを通じて他者を尊重する心、規範意識、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように、年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (3) 要支援の状態にある子ども(以下「要支援の子ども」という。)の早期発見及びその支援を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、地域社会における社会貢献等の社会的な責任を認識して、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 子どもの育成に関して保護者、地域住民又は子ども施設が行う活動及び市が行う事業並びに第10条に規定する子どもの主体的活動に協力すること。
- (2) 地域住民が第5条第1号に掲げる役割を果たすことに協力すること。
- (3) 自己の従業員が保護者であるときは、第4条各号に掲げる保護者の役割を認識し、当該従業員がその子どもとのかかわりを深めることができるように配慮すること。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもに関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野において総合的に取り組むとともに、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携すること。
- (2) 保護者、地域住民、子ども施設及び事業者がそれぞれ第4条各号、第5条各号、第6条各号及び前条各号に掲げる役割を果たすことができるように働き掛けを行うこと。
- (3) 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関がそれぞれ又は相互に連携を図ることができるように支援を行うこと。

(4) この条例の趣旨について市民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの主体性のはぐくみ

(子どもの主体性のはぐくみ)

第9条 子どもは、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次の各号に掲げる事項について、その年齢及び成長に応じ、学ぶこと及び主体的に考え、行動することに努めなければならない。

(1) 他者を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。

(2) 社会生活上の決まりを守ること。

(3) 他者とのかかわりを大切にする中で、主体的に生きていく力を高めること。

2 大人は、子どもの人格を尊重し、その年齢及び成長に応じた意見等を聴くとともに、子どもが社会的な自立に向けて学ぶこと及び主体的に考え、行動することを支えなければならない。

(子どもの主体的活動への支援)

第10条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市は、子どもの社会的な自立に資するため、他者とかかわり合える機会をつくるよう努めるとともに、子どもの社会参加並びにスポーツ活動、文化活動等に関する子どもの自主的な企画及び運営による活動(以下これらを「子どもの主体的活動」という。)への支援に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策の策定及び推進

(子どもに関する施策の策定及び推進)

第11条 市は、次の各号に掲げる事項に係る子どもに関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子どもの健康の保持及び増進に関すること。

(2) 子どもが育つための、安全かつ良好な生活環境及び子どもの豊かな心を育む教育環境の整備に関すること。

(3) 子ども同士の関わり合い及び子どもの多様な体験の機会の創出に関すること。

(4) 子どもの主体的活動の機会の創出に関すること。

(5) 子育て家庭に対する子育てに係る負担の必要に応じた軽減に関すること。

(6) 子どもの人権に関する学習の機会の創出に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、子どもが健やかに育つための環境の整備に関すること。

(令3条例9・一部改正)

(推進計画等)

第12条 市長は、前条の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるほか、あらかじめ、尼崎市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、市長は、推進計画の策定に当たり必要があると認めるときは、尼崎市子どものための権利擁護委員会(第7章を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 5 第2項から前項までの規定は、推進計画の変更について準用する。この場合において、第3項中「前項」とあるのは、「第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 6 市は、推進計画に基づく子どもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。
- 7 市は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、必要に応じ、子どもの意見を聴く機会を設けること等により調査を行い、又は審議会若しくは委員会の意見を聴いて、当該施策の実施状況等の検証を行わなければならない。

(平25条例18・令3条例9・一部改正)

第5章 子どもの育ちを支える仕組み

(地域社会の子育て機能の向上)

- 第13条 保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び市は、基本理念にのっとり、それぞれ又は相互のつながりを深めて、地域社会の子育て機能が向上するよう努めなければならない。
- 2 市は、地域社会の子育て機能の向上に資するため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 保護者及び地域住民が子どもの育ちを支えるための主体的な取組並びに自主的な企画及び運営による活動を行うことの奨励及び促進に関すること。
 - (2) 子ども、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関による子どもの育ちを支えるための主体的なつながりの形成及び拡充並びにその継続への支援に関すること。
 - 3 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関は、前項第2号に掲げる事項について市が講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(要支援の子どもへの支援等)

- 第14条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」

という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令に要支援の子どもへの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

- 2 市は、前項本文の規定による支援の実施に当たっては、当該支援に係る要支援の子ども及び支援関係者の意見等から福祉、保健、教育その他の関連分野に係る総合的な視点に立って当該要支援の状態となった要因を把握したうえで、支援関係者及び市による当該要支援の子どもに対する支援に係る方針(以下「支援方針」という。)を決定するものとする。
- 3 支援関係者(子ども施設のうち市が設置するものを除く。)は、支援方針に基づき、要支援の子どもに対する支援を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、第1項本文の規定による支援を適切に行うため、支援方針の決定、当該支援方針に基づく市及び各支援関係者の役割の分担その他当該支援方針に基づく支援の実施に関し、支援関係者と必要な調整を行うことができる。

(支援関係者に対する協力要請等)

第15条 市は、前条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、支援関係者に対して、当該支援に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

- 2 支援関係者のうち、子ども施設及び関係機関は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じなければならない。
- 3 支援関係者のうち、保護者、地域住民及び事業者は、第1項の規定による協力の求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(支援に係る協議等)

第16条 市及び支援関係者は、第14条第1項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

- 2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(体制の整備等)

第17条 市は、第13条第2項の規定により講ずる措置及び第14条第1項本文の規定による支援を効果的に実施するための体制を整備するものとする。

- 2 市は、第13条から前条まで(第14条第1項ただし書を除く。)の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組み(以下「この条例による子どもの育ちを支える仕組み」という。)及び同項ただし書の規定に基づく子どもの育ちを支える仕組みの一体的な運用に努めるものとする。

第18条 削除

(令5条例8)

第6章 子どもの人権の侵害の禁止等

(令3条例9・追加)

(子どもの人権の侵害の禁止)

第19条 何人も、子どもの人権を侵害してはならない。

(令3条例9・追加)

(子ども人権侵害に係る相談及び子どもの救済)

第20条 何人も、子どもの人権の侵害(以下「子ども人権侵害」という。)があったと思料するときは、市長に対して、当該子ども人権侵害について相談し、又は当該子ども人権侵害を受けた子どもの救済を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による相談又は申立てがあったときは、速やかに、当該相談又は申立てに係る子ども人権侵害について、当該相談に係るものにあつては委員会に意見を聴き、当該申立てに係るものにあつては委員会にその子どもの救済を付託しなければならない。

(令3条例9・追加)

(救済のための措置等)

第21条 委員会は、子ども人権侵害を受けた子どもの救済について必要があると認めるときは、市長その他市の機関(以下「市長等」という。)若しくは当該子ども若しくはその関係者(以下この項及び次条第2項において「関係者」という。)への助言及び支援その他の措置を講じ、又は市長等若しくは関係者に対して、当該子どもの救済に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告(以下「救済勧告」という。)を受けた者は、当該救済勧告の内容を尊重しなければならない。

3 委員会は、救済勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該救済勧告の内容を公表することができる。

(令3条例9・追加)

(救済勧告に係る措置の報告)

第22条 市長等は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するものとする。

2 関係者は、救済勧告を受けた場合において、当該救済勧告に係る措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を委員会に報告するよう努めなければならない。

(令3条例9・追加)

第7章 尼崎市子どものための権利擁護委員会

(令3条例9・追加)

(設置)

第23条 子どもの人権の擁護に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の付属機関として、尼崎市子どものための権利擁護委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(令3条例9・追加)

(所掌事務)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)をつかさどる。

- (1) 第12条第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (2) 第20条第2項並びに第21条第1項及び第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子ども人権侵害に関して必要な調査その他の行為を行うこと。
- (4) 子どもの人権の擁護に関する事項に関し、市長等、保護者、地域住民、子ども施設、事業者又は関係機関に意見を述べ、及びその内容を公表すること。
- (5) 子どもの人権の擁護に関する啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(令3条例9・追加)

(組織等)

第25条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 委員は、子どもの人権の擁護について専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 専門委員は、前項に規定する者のうちから市長が委員長の見解を聴いて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 7 前2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、第5項中「2年」とあるのは、「2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間」と読み替えるものとする。
- 8 委員(専門委員を含む。以下この項、次項及び第27条第3項において同じ。)は、心身の故障のためその職務を執行することができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(令3条例9・追加)

(委員長)

第26条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(令3条例9・追加)

(招集等)

第27条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(令3条例9・追加)

(委任)

第28条 第25条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(令3条例9・追加)

第8章 雑則

(令3条例9・旧第6章繰下)

(調査研究)

第29条 市は、第11条の規定による子どもに関する施策の策定及び推進並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みの運用等に必要な調査研究を行うものとする。

(平30条例38・旧第18条繰下、令3条例9・旧第19条繰下)

(財政上の措置)

第30条 市は、第11条の規定により子どもに関する施策を策定し、及び推進し、並びにこの条例による子どもの育ちを支える仕組みを運用するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平30条例38・旧第19条繰下、令3条例9・旧第20条繰下)

(委員会への協力等)

第31条 市長等は、委員会の所掌事務の遂行に関し、積極的に協力し、及び支援するとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。

2 保護者、地域住民、子ども施設(市が設置するものを除く。)、事業者及び関係機関は、委員会の所掌事務の遂行に協力するよう努めるとともに、委員会の意見を尊重しなければならない。

(令3条例9・追加)

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平30条例38・旧第20条繰下、令3条例9・旧第21条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(令3条例9・旧付則・一部改正)

(委員会の招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第27条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令3条例9・追加)

付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月8日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(尼崎市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

2 尼崎市子ども・子育て審議会条例(平成25年尼崎市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(令和5年3月9日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

16 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。